

注意喚起!

新幹線の仕業検査で働くすべての皆さん!!

こんな理由でボーナスがカットされます!!

1月16日、渡邊組合員は2012年の年末手当と2013年の夏季手当の減額撤回と減額理由を明らかにすることを求めて大阪地方裁判所に訴えていた労働審判を闘いました。

しかし、会社は労働審判でも全てのカット理由と詳細を明らかにせず、両方とも10項目しか明らかにしませんでした。しかも、その10項目は誰が、何処で注意・指導したのかも明らかにせず、ボーナスカットの基になる5W1Hのすべての事実関係を答えませんでした。

以下は、労働審判で明らかになったカット理由です。

1. 平成24年5月10日22時50分頃、N700系新幹線電車の仕業検査時、台車カバーの点検を失念したため、管理者が申立人に対して注意指導を行った。
2. 平成24年5月22日1時25分頃、N700系新幹線電車の仕業検査時、ヘルメットを未着用であったため、管理者が申立人に対して注意指導を行った。
3. 平成24年5月28日21時55分頃、N700系新幹線電車の仕業検査時、申立人が台車スカートと台車枠の点検を失念したため、管理者が申立人に対して注意指導を行った。
4. 平成24年6月2日22時50分頃、N700系新幹線電車の仕業検査時、空気管ガイシとケーブルヘッド兼用支持ガイシの点検を失念したため、管理者が申立人に対して注意指導を行った。
5. 平成24年7月8日20時45分頃、N700系新幹線電車の仕業検査時、架線電圧がゼロボルトであることの確認を失念したため、管理者が申立人に対して注意指導を行った。
6. 平成24年8月2日21時43分頃、N700系新幹線電車の仕業検査時、空気管ガイシとケーブルヘッド兼用支持ガイシの点検を失念したため、管理者が申立人に対して注意指導を行った。
7. 平成24年8月10日22時43分頃、N700系新幹線電車の仕業検査時、架線電圧がゼロボルトであることの確認を失念したため、管理者が申立人に対して注意指導

を行った。

8. 平成24年8月13日21時50分頃、N700系新幹線電車の仕業検査時、誤った場所でチェックシートを記入したため、管理者が申立人に対して注意指導を行った。
 9. 平成24年8月16日23時48分頃、N700系新幹線電車の仕業検査時、空気管ガイシとケーブルヘッド兼用支持ガイシの点検を失念したため、管理者が申立人に対して注意指導を行った。
 10. 平成24年9月25日1時55分頃、N700系新幹線電車の仕業検査時、チェックシートの記載に不備があったため、管理者が申立人に対して注意指導を行った。
-
1. 平成24年10月14日0時1分頃、N700系新幹線電車の仕業検査時、EGSの検査手順を誤ったため、管理者が申立人に対して注意指導を行った。
 2. 平成24年11月3日16時55分頃、700系新幹線電車の仕業検査時、車端部の検査を失念したため、管理者が申立人に対して注意指導を行った。
 3. 平成24年11月12日22時45分頃、N700系新幹線電車の仕業検査時、架線電圧がゼロボルトであることの確認を失念したため、管理者が申立人に対して注意指導を行った。
 4. 平成24年11月12日23時15分頃、N700系新幹線電車の仕業検査時、ボンネット内の機器の検査を失念したため、管理者が申立人に対して注意指導を行った。
 5. 平成24年11月20日22時27分頃、作業実績書の作業結果の記入を失念したため、管理者が申立人に対して注意指導を行った。
 6. 平成24年12月22日21時57分頃、700系新幹線電車の仕業検査時、記録器の確認を失念したため、管理者が申立人に対して注意指導を行った。
 7. 平成24年12月25日21時15分頃、N700系新幹線電車の仕業検査時、ヘルメット及び保護メガネを未着用であったため、管理者が申立人に対して注意指導を行った。
 8. 平成25年2月5日23時10分頃、N700系新幹線電車の仕業検査時、ヘルメットを未着用であったため、管理者が申立人に対して注意指導を行った。
 9. 平成25年2月15日1時55分頃、N700系新幹線電車の仕業検査時、台車中側の検査を失念したため、管理者が申立人に対して注意指導を行った。
 10. 平成25年3月17日20時6分頃、N700系新幹線電車の仕業検査時、保護メガネを未着用であったため、管理者が申立人に対して注意指導を行った。

これを現認したのは誰だ？

車両所で働く皆さん！会社はこんな理由でボーナスをカットして、誰が何処で注意・指導したのかは明らかにしません。どう思われますか！？